

事 務 連 絡

平成 22 年 8 月 30 日

介護職員処遇改善交付金対象事業者 御中

京都府健康福祉部高齢者支援課

介護職員処遇改善交付金の適正執行について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、本交付金は、介護職員について他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、平成 21 年度補正予算において緊急的・特例的に創設されたものであり、介護職員の賃金の引き上げを確実に担保していくことが重要となります。

本交付金につきましては、

- ① 介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないこと。
- ② 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合には支給の停止又は返還を命じること。

とされておりますので、再度周知させていただきます。

各事業者におかれましては、本交付金の趣旨を踏まえ、適正に執行していただきますようお願いいたします。